



# 山形県公報

令和6年5月17日(金)  
第503号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……587
- 同……………(同) ……588
- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(村山総合支庁農村計画課) ……589
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………(同) ……同
- 県営土地改良事業計画の決定……………(最上総合支庁農村計画課) ……同
- 指定管理者の名称の変更……………(都市計画課) ……同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(総務厚生課) ……590
- 同……………(同) ……591
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(畜産振興課) ……593
- あっせん員候補者の公示……………(労働委員会) ……同

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第386号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和6年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地     | 事業所の名称及び所在地                         | 障害児通所支援の種類 | 定員  | 指定年月日   |
|---------------------------------|-------------------------------------|------------|-----|---------|
| 特定非営利活動ミライへ<br>寒河江市中央工業団地158-10 | 放課後等デイサービス ミライへ<br>寒河江市中央工業団地158-10 | 放課後等デイサービス | 10名 | 令和6.4.1 |

**山形県告示第387号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和6年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                       | 障害児通所支援の種類 | 指定年月日      |
|--------------------------------|-----------------------------------|------------|------------|
| 株式会社創健コーポレーション<br>山形市若宮四丁目1番1号 | 保育所等訪問支援 ぱずる<br>東村山郡山辺町大字山辺2911番7 | 保育所等訪問支援   | 令和 6. 4. 1 |

**山形県告示第388号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                     | 障害児通所支援の種類 | 廃止年月日       |
|-----------------------------|---------------------------------|------------|-------------|
| 山形県<br>山形市松波二丁目8番1号         | 山形県立こども医療療育センター<br>上市市河崎三丁目7番1号 | 児童発達支援     | 令和 6. 3. 31 |
| 山形県<br>山形市松波二丁目8番1号         | 山形県立こども医療療育センター<br>上市市河崎三丁目7番1号 | 医療型児童発達支援  | 同           |

**山形県告示第389号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地             | 事業所の名称及び所在地                                 | 障害福祉サービスの種類 | 定 員 | 指定年月日      |
|------------------------------------------|---------------------------------------------|-------------|-----|------------|
| 株式会社 a m e h a r u<br>東村山郡中山町大字長崎3062番地1 | 就労継続支援A型 あめ・はる<br>寒河江市本町二丁目5番15号 BMスクエア2 3F | 就労継続支援（A型）  | 40名 | 令和 6. 4. 1 |

**山形県告示第390号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地             | 事業所の名称及び所在地                 | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日       |
|------------------------------------------|-----------------------------|-------------|-------------|
| 株式会社 a m e h a r u<br>東村山郡中山町大字長崎3062番地1 | あめ・はる<br>東村山郡中山町大字長崎3062番地1 | 就労継続支援（A型）  | 令和 6. 3. 31 |

**山形県告示第391号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和6年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
龍湖土地改良区
- 2 事務所の所在地  
山形市蔵王半郷1028番地
- 3 認可年月日  
令和6年5月9日

**山形県告示第392号**

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

令和6年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 事業名        | 地区名  | 工事完了年月日  |
|------------|------|----------|
| 農村地域防災減災事業 | 幕井地区 | 令和6年5月7日 |

**山形県告示第393号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営新庄2期地区土地改良事業（農業水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営新庄2期地区土地改良事業（農業水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
新庄市役所、大蔵村役場及び鮭川村役場
- 3 縦覧に供する期間  
令和6年5月22日から同年6月19日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第394号**

山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）第3条第1項の規定により、最上中央公園の指定管理者から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和6年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定管理者の名称及び所在地  
一般財団法人新庄市スポーツ協会  
新庄市金沢3072番地の2新庄市体育館内
- 2 届出の内容

| 指定管理者の名称      |                 | 変更年月日      |
|---------------|-----------------|------------|
| 変更前           | 変更後             |            |
| 一般財団法人新庄市体育協会 | 一般財団法人新庄市スポーツ協会 | 令和 4. 7. 1 |

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県給与等システムに係る次期大規模システム統合基盤移行業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁総務部総務厚生課分室内（16階）
  - (2) 日時 令和6年6月27日（木） 午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県給与等システムに係る次期大規模システム統合基盤移行業務 一式
  - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 契約締結の日から令和7年6月30日まで
  - (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
 

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 令和6年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和6年1月30日付け県公報第474号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

(5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001 (ISO/IEC27001) の基準に適合することによる認証を受けていること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総務厚生課業務システム担当 電話番号023(630)3337

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和6年6月10日（月）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月3日（月）午後4時までに山形県総務部総務厚生課業務システム担当に提出するとともに、併せて3の(5)に係る事項を証明する書類を提出すること。

(2) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手續の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of services to be required: Migration of the Yamagata Prefectural information system for personnel, wages and benefits to the Government's mission-critical system integration infrastructure for the next term: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. June 27, 2024

(3) Contact point for the notice: Public Welfare Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)3337

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県給与等システム稼働基盤（公安）等導入及び運用管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁総務部総務厚生課分室内（16階）

(2) 日時 令和6年6月27日（木） 午後1時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県給与等システム稼働基盤（公安）等導入及び運用管理業務 一式

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 契約締結の日から令和11年8月31日まで
  - (4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 令和6年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和6年1月30日付け県公報第474号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
    - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部総務厚生課業務システム担当 電話番号023(630)3337
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和6年6月10日（月）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月3日（月）午後4時までに山形県総務部総務厚生課業務システム担当に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書並びに3の(5)に係る事項を証明する書類を提出すること。
  - (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、

審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

- (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of services to be required: Installation and operation of infrastructure for the Yamagata Prefectural information system for personnel, wage and benefits: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 1:00 P.M. June 27, 2024
- (3) Contact point for the notice: Public Welfare Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)3337

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他国際約束の適用を受ける。

令和6年5月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量
  - (1) 豚熱ワクチン20ドーズ 5,500バイアル
  - (2) 豚熱ワクチン50ドーズ 8,733バイアル
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県農林水産部畜産振興課 山形市松波二丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日 令和6年4月12日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社アグロジャパン南東北営業部 山形市蔵王松ヶ丘一丁目2番10号
- 5 落札金額  
1の(1)から(2)までのそれぞれについて次のとおり。
  - (1) 20ドーズ 1,540円
  - (2) 50ドーズ 3,850円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和6年3月1日

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定によるあっせん員候補者は、次のとおりとする。

令和6年5月17日

山形県労働委員会  
会 長 山 上 朗

| 氏 名     | 現 職                    | 主 要 履 歴                | 委嘱年月日     |
|---------|------------------------|------------------------|-----------|
| 山 上 朗   | 山形県労働委員会会長<br>弁護士      | 山形県弁護士会会長<br>労働委員会委員6期 | 令和5年3月22日 |
| 村 山 永   | 山形県労働委員会会長代理<br>弁護士    | 山形県弁護士会会長<br>労働委員会委員4期 | 同 上       |
| 阿 部 未 央 | 山形県労働委員会委員<br>東北学院大学教授 | 山形大学教授<br>労働委員会委員4期    | 同 上       |

|         |                                                           |                                                                     |            |
|---------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|------------|
| 大 泉 享 子 | 山形県労働委員会委員<br>社会福祉法人山形県社会福祉事業<br>団監事                      | 山形県総合社会福祉基金理事長<br>労働委員会委員 2 期                                       | 同 上        |
| 吉 原 元 子 | 山形県労働委員会委員<br>山形大学准教授                                     | 明治大学兼任講師<br>労働委員会委員 1 期                                             | 同 上        |
| 渡 部 貴 之 | 山形県労働委員会委員<br>自治労山形県本部執行委員長                               | 自治労県本部副執行委員長<br>自治労山形県職員連合労働組合中<br>央執行委員長<br>労働委員会委員 2 期            | 同 上        |
| 船 山 整   | 山形県労働委員会委員<br>連合山形会長                                      | 自治労山形県職員連合労働組合中<br>央執行委員長<br>全日本自治団体労働組合中央執行<br>委員<br>自治労山形県本部執行委員長 | 同 上        |
| 高 橋 明 里 | 山形県労働委員会委員<br>連合山形女性委員会参与                                 | 山形県教職員組合栄養教職員部長                                                     | 同 上        |
| 出利葉 康 隆 | 山形県労働委員会委員<br>U A ゼンセン山形県支部支部長                            | U A ゼンセン東京都支部次長                                                     | 令和5年11月20日 |
| 近 藤 雅 彦 | 山形県労働委員会委員<br>東北電力労働組合山形県本部委員<br>長                        | 東北電力労働組合本部組織局長                                                      | 同 上        |
| 石 堂 栄 一 | 山形県労働委員会委員<br>酒田商工会議所参与                                   | 酒田商工会議所専務理事<br>労働委員会委員 5 期                                          | 令和5年3月22日  |
| 丹 哲 人   | 山形県労働委員会委員<br>一般社団法人山形県経営者協会専<br>務理事                      | 株式会社山形新聞社メディア局長<br>労働委員会委員 5 期                                      | 同 上        |
| 高 橋 紀美子 | 山形県労働委員会委員<br>株式会社秀電社代表取締役会長                              | 株式会社秀電社代表取締役社長<br>労働委員会委員 4 期                                       | 同 上        |
| 石 原 信 義 | 山形県労働委員会委員<br>山形パナソニック株式会社取締役<br>執行役員管理センター長（兼）人<br>財戦略部長 | 山形パナソニック株式会社経営企<br>画室長<br>労働委員会委員 4 期                               | 同 上        |
| 大 風 亨   | 山形県労働委員会委員<br>株式会社大風印刷代表取締役社長                             | 株式会社大風印刷監査役<br>労働委員会委員 3 期                                          | 同 上        |
| 鈴 木 和 枝 | 山形県労働委員会事務局長                                              |                                                                     | 令和5年4月1日   |
| 木 村 治 彦 | 山形県労働委員会事務局審査調整<br>課長                                     |                                                                     | 同 上        |

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行     | 誤                                                                                         | 正                                                                                                                     |
|-------------|------------|-----|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 6. 3. 22 | 第488号      | 332 | 下から22 | 4 職員が東日本大震災に対<br>処するため特殊勤務手当条<br>例附則第3項各号に掲げる<br>作業に従事したときは、公<br>共土木施設等災害応急作業<br>手当を支給する。 | （東日本大震災に係る特殊<br>勤務手当の特例）<br>4 職員が東日本大震災に対<br>処するため特殊勤務手当条<br>例附則第3項各号に掲げる<br>作業に従事したときは、公<br>共土木施設等災害応急作業<br>手当を支給する。 |